

札幌フットサルリーグ 2015

第 13 回 SPRING-SUMMER STAGE

開 催 要 項

- | | |
|-----------|--|
| 1、主 催 | NPO 法人札幌フットサル連盟、札幌地区サッカー協会 |
| 2、主 管 | NPO 法人札幌フットサル連盟、札幌地区サッカー協会 |
| 3、後 援 | 札幌市、一般財団法人札幌市体育協会 |
| 4、協 力 | |
| 5、期 日 | 平成 27 年 5 月 10 日、6 月 21 日、7 月 20 日、8 月 30 日（4 日間予定） |
| 6、会 場 | 札幌市各区体育館 |
| 7、参 加 資 格 | <p>① チーム</p> <p>1) 平成 27 年度（公財）日本サッカー協会のチーム登録を行いその選手により構成されたチームであること。
ただし、チームの監督は、チームを掌握し、責任を負うことのできる 20 歳以上の者であること。</p> <p>2) 札幌フットサル連盟に会員登録を完了したチーム・選手であること。</p> <p>② 選手</p> <p>1) 北海道フットサルリーグ、各地区プレミアフットサルリーグの登録選手ではない者。</p> <p>2) 本大会参加の複数チームと二重に登録されていない者。</p> <p>3) 連続の試合に耐えうる健康体である者。</p> <p>4) NPO 法人札幌フットサル連盟に会員登録している者。</p> <p>③ 外国籍選手</p> <p>1 チームあたり 3 名まで登録でき、1 試合 2 名まで出場できる。ただし、当該外国籍選手は、IFTC（国際フットサル移籍証明書）により移籍が完了し、出入国管理および難民認定法に定める在留資格を取得している者とする。</p> |
| 8、競技会規定 | <p>本年度（公財）日本サッカー協会制定の「フットサル競技規則」による。ただし、以下の項目については、本大会の規定を定める。</p> <p>① 使用球は、フットサル用ボールとする。</p> <p>② 交代要員の数は、制限なしとする。</p> <p>③ ベンチに入ることのできる人数に制限はないが、メンバー用紙に記載された者のみとする。</p> <p>④ 競技者のシューズは、靴底の接地面が鉛色（生ゴム）、白色もしくは無色透明のフットサル用シューズのみ使用可能とする。
なお、着色ノン・マーキングシューズについては認めない。</p> <p>⑤ 試合時間は 20 分（前後半 10 分、ハーフタイム 2 分）のプレイングタイムで各ブロック 1 回戦総当たりのリーグ戦とする。※参加チーム数により変更することがある。</p> <p>⑥ 本大会期間中、警告を 2 回受けた者は、次の 1 試合に出場できない。</p> <p>⑦ 本大会において退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については札幌フットサル連盟規律委員会で審議し、札幌地区サッカー協会規律委員会が処分を決定する。</p> <p>⑧ 試合開始時の選手数は、GK を含めて 5 名以上とする。</p> |
| 9、競技方法 | <p>① リーグ戦の勝点は、勝ち 3、引分け 1、負け 0 とする。</p> <p>② リーグ戦における棄権試合（不正が確認された場合も含む）は 0 対 10 とする。</p> <p>③ リーグ戦の順位は、勝点、当該チーム間の対戦成績、得失点差、総得点、の順によって決定する。</p> |
| 10、帯同審判 | <p>① 参加チームは、4 級以上の公認フットサル審判員を 1 チームにつき 1 名以上帯同させること。その氏名・級を参加申込書に記入提出のこと。審判員を帯同出</p> |

来ない時には、不帯同審判料 8,640 円（税込）を納入すること。

※平成 27 年度の資格を有しないものの帯同は認めない。

- ② 審判割り当ては札幌フットサル連盟審判委員会で行う。
- ③ 審判員としての服装・用具に不備がある場合（資格を示す審判手帳・ワッペン含む）は審判不履行とする。
- ④ 帯同審判員の審判資格に不正があった場合は、本人および所属チームに対してリーグ罰則規定によりペナルティを課し、その後の処置については札幌フットサル連盟規律委員会で決定する。

11、 ユニフォーム

- ① （公財）日本サッカー協会「ユニフォーム規程」を遵守し、正副 2 着携行すること。
- ② 参加申込書送付以降の背番号変更は認めない。

12、 参加チーム
及びその数

参加チームは、次の各号による。

- ① 前年度参加チームを優先し、これが一定数に満たない場合は、新規チームの参加を承認する。
- ② 1 ブロック 10 チームで 2 ブロックを編成するため、参加チームが多い場合は札幌フットサル連盟による抽選で出場チームを決めることがある。

13、 申込締切
参加申込方法

平成 27 年 4 月 25 日（土）17：00 必着

- ① 参加申込は、所定の申込書を札幌フットサル連盟ホームページよりダウンロードして必要事項を漏れなく記入し、申込締切日までに事業部に E-mail にて送信すること。

※注意：様式が変更される場合があるので、必ずダウンロードしてください。

- ② 参加料 37,800 円（税込）は、申込締切日までにチーム名で下記口座に振込むこと。
- ③ 選手が高校生の場合は、親権者の承認印のある親権者同意書を提出すること。
- ④ 参加資格、競技会規定および帯同審判員等、大会運営に関する問い合わせ先は、事業部宛とします。

事業部

大会参加申込書送付先、お問い合わせ先

E-mail: nposff@gmail.com

送信書類：

- ① 大会参加申込書
- ② プライバシーポリシー同意書
- ③ 親権者同意書（印刷し記入・捺印後提出）

参加料振込先（申込締切日までに振り込むこと）

※注意：振込人の氏名は、必ずチーム名（略称可）としてください。

北洋銀行 本店営業部 普通口座 3148199

特定非営利活動法人 札幌フットサル連盟

PRIORITY SPRING SUMMER 理事長 八木田清美

[1]参加料 37,800円

[2]登録金・会員年会費・審判不帯同料

各協会・連盟の規定による。

登録金：4,000 円（JFF：2,000 円、HFA：2,000 円）

会費：2,000 円（チーム年会費）、1,000 円×登録人数（個人会費）

※選手を抹消後、再登録した際は再度個人会費が必要となる。

・審判不帯同料 8,640円（審判が不帯同チームのみ）

14、 選手等変更届
及びメンバー
提出用紙

- ① 参加選手及び役員の登録追加・抹消については、所定の用紙に必要事項を記入し、事業部宛にメールで届出をすること。
登録変更用紙受領後、確認し承認する。
- ② フットサルメンバー表は、試合開始予定時間の 1 時間前までに本部へ提出する

こと。

③ 選手証の照合チェックは前試合のインターバル終了後に1階ロビーで行う。
組合せは、監督会議の席上で行う。詳細はNPO 法人札幌フットサル連盟 HP で確認のこと。

15、 組 合 せ

16、 監 督 会 議

① 日 時 平成27年4月29日(水祝)18時30分(18時受付開始)

② 会 場 札幌市北区体育館 2階多目的室

③ 出 席 者 各チームの監督又は代表者もしくは主将のいずれかが、必ず出席すること。(監督が欠席する場合は、事前に連絡のこと。)尚、遅刻、欠席した場合の処置については札幌フットサル連盟規律委員会で処分を審議し決定する。

17、 開 会 式

おこなわない。

18、 表 彰

各ブロックの優勝・準優勝チームに賞状と賞品を授与する。

及び表彰式

また、個人賞として得点王に賞品を授与する。

尚、賞品の授与は、平成28年5月に表彰式を開催する予定ですので、該当チームおよび該当者は必ず出席してください。

19、 負 傷 及 び
事故の責任

大会期間中の負傷及び事故の責任は、当該チームが負うものとする。なお、医師及び救急用具の準備は各チームの責任において行うこととする。

20、 個 人 情 報

収集した個人情報は厳重に管理し、他の目的には使用しない。

21、 そ の 他

① 参加チームは、チーム登録・選手登録一覧(選手顔写真貼付)を持参し、大会本部より要請があった場合は速やかに提示すること。なお、手続が完了していない場合は、原則として試合の出場を認めない。

② 大会登録選手が、他チームへ移籍する場合は、現所属チームの承諾書を事業部に提出し、末梢および追加の届出により札幌フットサル連盟の許可を受けなければならない。

③ チーム・選手の参加資格に不正が発覚した場合、その時点で当該チームの出場を停止し、以後の処置は札幌フットサル連盟規律委員会で決定する。

④ 交代要員は交代の直前を除きユニフォームの色と異なるビブスを着用すること。

⑤ 会場設営は第一試合の両チーム、会場片付は最終試合の両チームが担当し、試合の記録は、次試合を両チームで担当する。これに、不履行があった場合はリーグ罰則規定によりペナルティ料を課す。

⑥ 如何なる事情があっても、対戦日程決定後の変更は行わない。これにより試合を棄権した場合の処分は、札幌フットサル連盟規律委員会で決定する。

⑦ 今大会は『PRIORITY LEAGUE 2016 参入戦』に出場するための資格要件に該当する大会のひとつである。詳細は別紙参照(後日説明)

【 リーグ罰則規定におけるペナルティ料について 】

NPO 法人札幌フットサル連盟が定める罰則規定に該当したチームは、別途定めるペナルティ料を原則として、発生した日から1週間以内に、指定された口座に当該金額を、振込まなければならない。

期日までに振込が確認できない場合は、次節以降の出場を停止することがある。